

本院議員提出法律案（一件）

108 3 国会	番号 件名	提出者 (月 日) 中西珠子君 外 二名 (六二、五三)	予備送 付月日	衆へ提 出月日	参 議 院	衆 議 院	備 考
	国際開発協力基本法案				付 託 議 決 議 決	付 託 議 決 議 決	
					六、五三	繼 統 審 査	

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

要旨

政府調達に関する協定は、「関税及び貿易に関する一般協定」（ガット）の下で行われた東京ラウンドの成果の一つであり、政府調達に係る法令等について、他の締約国の産品及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇を与え、また、協定の適用される政府調達について原則として公開入札または選択入札手続をとることを内容としている。我が国は、昭和五十五年四月に同協定を受諾している。

この改正議定書は、同協定の規定に基づき設置された政

府調達に関する委員会において、政府調達手続の透明性を一層高め、国際的な競争の機会を増大させることが望ましいとの認識の下に交渉が行われた結果、本年二月に作成されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、産品の購入による政府調達に加えて、産品の借り入れによる政府調達を協定の適用範囲に含める。
- 二、協定の適用を受ける調達契約の最低価額を十五万特別引出権（SDR）から十三万特別引出権（約二千四百四十万円）に引き下げる。
- 三、先進締約国が開発途上締約国の要請に応じて与える技術援助に、ガットの公用語（英語、仏語、スペイン語）を用いて資格の審査書類及び入札書を翻訳することを含

める。

四、調達機関は、特定の調達の仕様の準備に利用し得る助言を当該調達に商業上の利益を有する可能性のある企業に対し求めまたは当該企業から受けてはならない。

五、入札書の提出期限を、調達計画の公示または入札の招請状の発出後「三十日」以上から、「四十日」以上に延長する。

六、落札者の決定は、入札説明書に記載された落札基準及び基本的要件に従って行う。

七、落札に係る情報は、適当な出版物により落札の決定の後六十日以内に公示する。

八、落札者とされなかつた入札者に対して落札に係る情報を通知する。

委員長報告

次ページ参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（第百八回国会閣条第二号）

要旨

我が国とカナダとの間には一九六四年（昭和三十九年）九月に署名された租税条約があるが、一九八四年（昭和五十九年）二月にカナダ側より改正の提案があつたのを機に、OECDモデル条約等を踏まえて同条約を全面的に改正することとし、交渉が行われた結果、昨年五月七日に東京においてこの条約の署名が行われたものであつて、主な内容は次のとおりである。

- 一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 二、船舶または航空機を国際運輸に運用することにより生ずる所得については、相手国の租税が免除される。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国の税率が制限される。
- 四、短期滞在者、学生、事業修習者の所得については、一

定の条件の下に滞在地国の租税が免除される。

五、文化交流のための両国政府間の特別の計画に基づく活動による芸能人等の所得については、相手国の租税が免除される。

六、二重課税の排除の方法は、我が国においては、外国税額控除方式とし、カナダにおいては、外国子会社からの配当については外国所得免除方式、それ以外の所得については外国税額控除方式とする。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、「カナダとの租税条約」は、現行条約を全面改正するものでありまして、事業所得に対する相手国の課税基準、投資所得に対する源泉地国の課税軽減、二重課税の排除方法等について規定しております。

次に、「政府調達協定の改正議定書」は、現行協定について、政府調達の適用範囲の拡大、入札手続の改善、落札に係る情報の公示等の改正を加えるものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願

います。

昨二十七日質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より、両件について反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、両件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国際緊急援助隊の派遣に関する法律案（第百八回国会閣法第六三号）

要旨

この法律案は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模な災害に対し、緊急の援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たつての根拠、手続等を明確にすることにより、国際緊急援助体制を整備し、もつて国際協力の推進に寄与することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国際緊急援助隊は、(一)救助活動、(二)防疫活動を含む医療活動、(三)災害応急対策及び災害復旧のための活動を行

うことを任務とする。

二、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、被災国政府等より国際緊急援助隊の派遣要請があつた場合、外務大臣は、派遣が適当であると認めるときは、関係行政機関（警察庁等十六省庁）の長及び国家公安委員会と協議を行う。

三、協議に基づき、関係行政機関の長は、その職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

四、協議に基づく国家公安委員会の指示を受けた都道府県警察は、その職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

五、協議に基づく消防庁長官の要請を受けた市町村（東京都及び市町村の消防の一部事務組合を含む。）は、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができる。

六、外務大臣は、国際協力事業団に対し、国、地方公共団体の職員その他の人員を国際緊急援助隊として派遣するよう命ずることができる。

七、国際緊急援助隊は、外務大臣の調整の下に、被災国政府等の要請を十分に尊重して活動しなければならない。

八、国際緊急援助隊の派遣及びこれに必要な業務は、国際協力事業団が行う。

委員長報告

ただいま議題となりました国際緊急援助隊の派遣に関する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、我が国が進めてまいりました国際緊急援助体制を一層整備するため、海外の地域、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、国際緊急援助隊を派遣するに当たつての根拠、手続等を明確にしようとするものであります。援助隊の任務、派遣に当たつての外務大臣と関係行政機関の長との協議、都道府県警察、市町村消防等の援助隊への協力、国際協力事業団による援助隊の派遣等の措置について規定しております。

委員会におきましては、国際緊急援助活動の充実、援助隊への自衛隊の参加問題、援助隊の派遣と国際紛争との関係、援助活動参加者の補償問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

昨二十五日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、

本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、国際緊急援助体制の一層の整備充実、援助活動参加者の安全確保と災害補償に対する配慮、国際緊急援助活動の当委員会への報告等について、政府の配慮を要請する附帯決議案が、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブ各会派の共同提案として提出され、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしましたので申し添えます。

以上、御報告申し上げます。